

「砂防事業の評価手法に関する研究会」規約

(名称)

第1条 本会は、「砂防事業の評価手法に関する研究会」(以下「研究会」という)と称する。

(目的)

第2条 研究会は、砂防関係事業に係る事業評価手法に関する事項について調査審議し、評価の適正化に関する検討を行う。

(委員、座長)

第3条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 研究会には座長を置く。

3 座長は、議長として研究会の議事を整理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(資料、議事概要)

第4条 研究会配付資料は、公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

2 研究会における議事概要については、あらかじめ委員に確認の上、公開するものとする。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、研究会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、平成23年10月17日から施行する。